

組 織 権 限 規 定

1. 目的

個人情報保護内部規定を構築し、運用、改善を行うために管理体制を設けて、その推進と徹底を行う。

2. 責任

院長は、個人情報保護内部規定を構築し、運用、改善を行うために、個人情報管理委員会の体制を作り、任命しなければならない。個人情報管理責任者は、個人情報管理委員会を主管し、個人情報保護内部規定の構築し運用、改善を推進する。

3. 個人情報管理委員会

個人情報管理委員会は別表「個人情報管理委員会（組織図）」の構成とする。個人情報管理委員会のメンバーは院長が任命する。個人情報管理責任者は、個人情報管理委員会の組織図を作成し、役員および従業員に周知する。

4. 個人情報管理委員会の構成員

構成員	責任と権限
院長（代表者）	個人情報保護基本方針を決め、個人情報管理責任者の任命及び個人情報管理委員会の任命と活動の資源を提供する。個人情報保護コンプライアンス・プログラムについて最高権限を持ち承認権を持つ。また、院外に対する最高責任者として行動する。
内部監査責任者	定期的に個人情報保護内部規定が遵守されているかどうかを内部監査として実施し、結果を院長及び個人情報管理委員会へ報告する責任があり、個人情報保護内部規定に関する監査権を持つ。
個人情報管理責任者 （個人情報管理委員長）	個人情報管理委員会の長として個人情報保護コンプライアンス・プログラムの統括責任を持ち、構築、運用、改善の管理を主導する。個人情報管理委員会の議事について承認権を持つ。個人情報部門責任者を任命し安全管理に関して指導・監督する。
個人情報管理副委員長	個人情報管理委員長を全般的に補佐し、個人情報管理委員長の指示の基、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの構築、運用、改善の管理を主導する。個人情報管理委員会の議事について承認権を持つ。
情報システム部門責任者	情報システム部門の責任者は情報システムの管理責任を持ち、情報システムの技術的な側面からセキュリティ全般について個人情報保護コンプライアンス・プログラムの構築、運用、改善について、個人情報管理責任者を補佐する。情報システムの技術的な側面での情報収集、判断、提案を行う。病院の方針で、情報システムの技術的な面での具体的な決定権を持つ。
代表部門責任者 （部署統括責任者）	個人情報部門責任者の代表として参加し、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの構築、運用、改善について報告・起案を行う。

個人情報部門責任者	各部門の長は、部門に個人情報取扱担当者を置いて、部門の安全対策の実施、教育、指導および促進を行う。また、部門における個人情報保護に関する業務についての実施状況を個人情報管理責任者に報告する。
個人情報取扱担当者	個人情報保護の必要性を理解し、自身の役割及び責任を自覚する。規定・手順を遵守して業務を遂行する。セキュリティ事故の検出に務めるとともに、個人情報部門責任者に対して迅速な報告を行う。

5. 個人情報管理委員会の役目

個人情報管理委員会は年 4 回行い、個人情報保護内部規定の構築、運用、改善について、下記の日常的な活動と決定を行う。

- 1) 個人情報保護内部規定の企画及び計画
- 2) 個人情報保護内部規定文書の起案、文書管理、文書配布
- 3) 院内教育の企画、推進
- 4) 個人情報保護内部規定の遵守状況の調査と評価及び個人情報保護内部規定の改訂
- 5) 監査責任者による監査計画についての対応の検討
- 6) 監査結果の評価及び個人情報保護内部規定の改訂
- 7) 院長への報告
- 8) 個人情報保護内部規定違反者への処罰具申
- 9) 個人情報管理委員会議事録を作成、保管
- 10) 重大なセキュリティ事故に対する指揮（コントロールタワー）
- 11) セキュリティ事故に対する是正・予防の推進、及び新たに予想されるリスクとその予防策の検討

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

改定履歴

平成 17 年 4 月 1 日	作成および施行
平成 17 年 8 月 1 日	一部改定
平成 20 年 4 月 1 日	一部改定
平成 22 年 11 月 1 日	一部改定
平成 28 年 4 月 1 日	一部改定
平成 31 年 4 月 1 日	一部改定